



平成28年台風第18号に係る 鳥取県災害警戒連絡会議

【日時】 平成28年10月3日（月） 15：30～

【場所】 災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）等

【参加者】 *総合事務所等、TV会議での参加者を含む

**知事・副知事・統轄監・危機管理局・元気づくり総本部・総務部・地域振興部・観光交流局・福祉保健部・生活環境部・商工労働部・農林水産部・県土整備部・企業局・病院局・教育委員会・警察本部・東部振興監・中部総合事務所・西部総合事務所・日野振興センター・鳥取地方気象台
ジャマイカ・ウェストモアランド県技術者 他**

目的

◆台風第18号の鳥取県への接近に伴い、台風に関する情報の共有、市町村・県民への注意喚起及び警戒・即応体制の確保を図る。

次第

◆知事挨拶

- 1 台風の現況及び今後の予測等
- 2 市町村・県民への注意喚起
 - (1)市町村への注意喚起
 - (2)県民への注意喚起等
- 3 警戒・即応体制の確保
 - (1)県の体制
 - (2)各部局等の対応

1 台風の実況及び今後の予測等

※気象台台風説明会資料を参照

2 市町村・県民への注意喚起

(1) 市町村への注意喚起

■ 市町村における対応の徹底

台風第18号の接近を踏まえた対応

★ 予防対策の検討・実施

夜間に土砂災害警戒情報等が発表される恐れがある場合は、早めの避難準備情報・避難勧告・指示の発表と垂直避難等(家の2階以上や崖等の反対側への移動)の周知

※昨年度導入した鳥取県気象予測システム等を活用

※タイムライン(防災行動計画)の活用

● 初動体制の速やかな確立

気象情報の収集伝達、職員参集体制の確認等

● 積極的な情報配信

防災行政無線、あんしんトリピーメール、エリアメール、Lアラート等報道機関の情報発信など複数手段の活用

● 迅速な避難体制の確立

避難勧告等発令基準や消防団等への連絡手段の確認等

● 避難行動要支援者等の支援対策の強化

該当施設等への情報伝達体制、避難誘導上の配慮等の確認等

● 被害規模の早期把握と迅速な報告

(2) 県民への注意喚起等

■ 市町村は防災行政無線等を活用、県はホームページ等を活用して県民に警戒をするよう注意喚起

- 気象注意報・警報・土砂災害警戒情報等の最新情報をTVやラジオ等から入手するよう心がけること
- 家の周りを点検し、飛散する可能性のあるものを屋内に収納するか、固定すること
- 状況が悪化した場合は不要不急な外出は控えること
- 大雨の最中や直後には、増水した用水路や側溝等に近づかないこと
- 非常持出品の準備、避難経路、避難場所等の確認
- 避難準備情報が発出されたら避難行動要支援者等は避難行動を開始すること
- 避難勧告・指示が発出されたら、あわてず速やかに避難し、危険を感じたら早めに自主避難すること

とりネットへの掲載を予定



★ 夜間に災害警戒情報が発表されるおそれがある場合は、早めの避難や、避難することが危険と思われる場合は垂直避難等(家の2階以上や崖等の反対側への移動)による安全の確保

(2) 県民への注意喚起等

- ・なし・リンゴ等の風害対策、ビニールハウスの補強等強風対策の徹底
- ・農地・ため池の見巡り等は安全が確認された後に実施し、林業作業・施設工事等は無理に行わず、それぞれ人命最優先、2次被害防止を徹底
- ・漁業関係者の安全確保、漁船・漁具、漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災措置の徹底
- ・県内河川及び湖沼の樋門操作の適切な対応
- ・工事看板、足場の固定
- ・建設資材等の保管(飛び散らない措置の確認)
- ・クレーン、杭打ち機等の転倒等の防止対策
- ・大雨による河川増水及び土砂災害警戒情報発令時は避難準備を
(これまで、インターネットサイト、携帯電話及びケーブルテレビで情報提供していた土砂災害危険度情報をNHKデータ放送により県民に配信…9月15日から開始)
- ・全国的に台風の影響が出るおそれがあるため、旅行等に出かける場合は気象情報や交通情報の入手に努めて適切な行動を
 - * 市町村教育委員会、各学校へ、通学時を含めた児童生徒等の安全確保及び施設の安全確保等に万全を期すことを伝達
 - * 観光客への適切な情報提供
 - * 社会福祉法人、医療機関等に対する安全の確保に係る注意喚起

3 警戒・即応体制の確保

(1) 県の体制

◎台風は、急に状況が変化し、迅速な対応を取る必要があることから、次のとおり体制を強化する。(1ランクアップ)

◆注意体制

本県が強風域に入った場合等、必要に応じて注意体制に移行する。

* 本注意体制の具体的な対応については各部局等の計画による。

◆警戒体制Ⅰ 大雨注意報が発表された場合等に、警戒体制Ⅰに移行する。

◆災害警戒本部:警戒体制Ⅱ

暴風域が本県を通過することが見込まれる場合、大雨警報等が発表された場合等に災害警戒本部(警戒体制Ⅱ)を設置する。

◆災害対策本部:非常体制Ⅰ・Ⅱ(全職員)

被害甚大な場合、特別警報が発表された場合等に移行する。

* 非常体制Ⅰでも、事務局応援職員を招集する場合あり

◆体制解除

被害軽微な場合は、東・中・西部各地区の(警報等が解除され)市町村の体制解除を確認後、各地区ごと体制を解除する。被害大なる場合は別途指示による。*()は警報等が発表された場合

◆その他

* 台風説明会後に災害情報システム(事案名設定)を立ち上げ、県庁内、市町村等と、情報共有を開始する。(定時報告は、警報等が発表以降、別途通知することを基本とするが、警報等が発表されていない場合でも被害の報告をしていただくとともに、必要に応じて報告を求めることがある。)

★ただし、鳥取県近傍を通過しない場合で、台風の勢力が強くない場合、又は台風通過後で被害等が軽微な場合等は、鳥取県地域防災計画の別表「配備動員表」の配備基準により対応する。(通常基準による)

(2) 各部局等の対応

■ 県民等への情報提供(危機管理局、関係部局等)

とりネット、あんしんトリピーメール、とりったー、Lアラート等により台風関連の情報を適時的確に県民等へ情報提供

■ 中国・四国各県及び関西広域連合との情報の共有と迅速的確な支援

■ 各部局等

①水防関連

②農林・水産関連

③教育関連(学校、若鳥丸(境港停泊))

④交通関連(公共交通機関、ソウル便(運航日:日、火、金)、香港便(運航日:水、土)、DBS(水曜日:ウラジオストック発)、隠岐汽船)

⑤福祉施設関連(高齢者施設等。台風第10号の教訓を踏まえて対応)

⑥警察関連(警察の体制等)

⑦イベント・観光関連(共通) など

県土整備部の対応

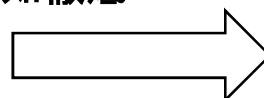
1 工事現場の資材管理等の徹底

各県土整備事務所・局とも、工事現場での強風等による資材の飛散防止等を行うよう請負業者に指示・連絡し、対応をしているところ。

■工事現場での対応

- ・工事看板、足場の固定
- ・建設資材等の保管(飛び散らない措置の確認)
- ・現場内の土砂の流出の恐れなどが点検
- ・盛土、切土法面のシート養生等による崩壊防止対策実施
- ・クレーン、杭打ち機等の転倒等の防止対策実施
- ・大雨による増水等の対応 など

2 県内河川・ダム及び湖沼の適切な樋門操作の周知徹底 (満潮時に警戒が必要)



	位置	月日	曜日	時間
満潮時刻	境	10月4日	火	3:16
				16:26
		10月5日	水	3:38
	17:11			
	10月6日	木	4:02	
			18:01	
田後	10月4日	火	3:38	
			16:39	
	10月5日	水	4:01	
17:20				
10月6日	木	4:26		
			18:07	

3 台風接近時の道路・河川等パトロール体制

各所・局とも、台風接近に伴い状況変化(気象情報・県内での降雨状況等)に応じて管内をパトロールするよう、体制を整えている。また、水防体制及び土砂災害対応についても、状況に応じて速やかな対応を行う。**県・市町村水防担当者**と迅速な情報共有を図るため、**9月1日からメールによる避難勧告等の目安となる水位情報の配信を開始**。またこれまで、インターネットサイト、携帯電話及びケーブルテレビで情報提供していた土砂災害危険度情報を、9月15日からNHKデータ放送により確認可能となったことを市町村に周知済。

国・県管理の治水ダムの適切な運用と貯水及び流入状況について情報発信をしていく。

4 (一社)鳥取県建設業協会と災害時応援協定に基づく対応について確認

災害発生時には、「災害時における応急対策業務等に関する基本協定書」に基づいて対応していただくよう、(一社)鳥取県建設業協会と事前に確認。

農林水産部の対応

1 農業技術関係

- 農作物等の管理について、各市町村、農協、県地方事務所等へ対策を講じるよう連絡。
[連絡内容] ・農作物の管理について(水稲、大豆、野菜、花き、果樹、飼料作物、家畜)
・ビニールハウスの強風対策について

2 農地・ため池関係

- 農政局から台風第18号接近に伴う事前点検及び災害発生時の復旧箇所における応急対策の実施に係る通知を受け、各市町村、県地方事務所へ指示。
- 各出先機関へ施工中の工事現場「現場管理の徹底」を指示。
- 梅雨期及び台風期における防災態勢強化について、各市町村農業用施設防災担当、県地方事務所へ文書通知。

3 林業関係

- 各総合事務所(八頭事務所・林業試験場含む)林業関係課及び林道担当に対して、管内事業者及び各市町村への二次災害発生防止に向けて、情報収集と安全管理の呼びかけ徹底を依頼。
- 各林業関係組合に対して、各組合員への安全対策・安全管理の徹底を依頼。
- 原木しいたけ生産者に対して、すでにきのこセンターが指導されているが、さらに現地指導において指導していただくよう依頼。
- 森林づくり推進課指定管理施設(出合いの森)への安全管理の徹底を依頼。

4 水産関係

- 各漁業協同組合や水産関係団体向けに、漁業関係者の安全確保、漁船・漁具、漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災措置について依頼。